

やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

山梨県農政部

(趣旨)

第1条 知事は、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて、別表の取組主体（以下「取組主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、交付等要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省規則」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「県規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、取組主体が交付等要綱に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、市町村長が補助する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費について、市町村長に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に補助事業に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を行い市町村長に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第5条 市町村長は、補助事業の着工又は着手(以下「着工等」という。)又は工事が完了したときは、速やかに着手(しゅん工)報告書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない軽微な変更はこの限りではない。この場合の軽微な変更とは、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外のものとする。
- (2) 市町村長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 取組主体が市町村以外である場合は、次に掲げるところにより契約をしなければならない。
 - ア 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - イ 取組主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省及び県、所管する市町村の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（遂行状況報告）

第7条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度の12月末日現在の事業の遂行状況を遂行状況報告書（様式第6号）により当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助対象事業の遂行状況報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 市町村長は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、市町村長は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において知事は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本項前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査及び必要に応じて現地調査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第10号）により市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は農林水産省規則第5条の規定により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 4 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第12条 市町村長及び取組主体は、補助対象事業又は補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村長及び取組主体は、前項の収入及び支出について、農林水産省規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助対象事業又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 取組主体は、取得財産等においては前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第12号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 13 条 市町村長は、補助対象事業に係る歳入歳出予算の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱の別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

(事業の遅延等)

第 14 条 市町村長は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、事業遅延届出(様式第 13 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(書類の提出)

第 15 条 本要綱により提出する書類は、所管する農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

I 基金事業

事業	補助対象経費	補助率	取組主体	重要な変更
1 収益性向上対策 (1)生産支援事業	(1)リース方式による農業機械等の導入に要する経費	導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減
	(2)生産資材の導入等に要する経費	事業費の1/2以内（ただし、交付等要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	
(2)効果増進事業	(1)事業計画策定等に要する経費 (2)農業機械の導入実証に要する経費等	定額（1/2相当）とする。	(1)県協議会 (2)地域協議会	
2 生産基盤強化対策	(1)農業用ハウスの再整備・改修 (2)果樹園・茶園の再整備・改修 (3)農業機械の再整備・改良 (4)生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	補助率は次のとおりとする。 (1)及(3)の事業 事業費の1/2以内とする (2)の事業 事業費の1/2以内（交付等要綱別記2に定める場合にあっては、定める額以内）とする。 (4)及(5)の事業 定額（交付等要綱別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者 (7)県協議会 (8)地域協議会	

別表（第1条、第2条関係）

Ⅱ 整備事業

事業	補助対象経費	補助率	取組主体	重要な変更
1 収益性 向上対策	以下の施設整備に 要する経費 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製 貯蔵施設 (4)農産物処理加 工施設 (5)集出荷貯蔵施 設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施 設 (8)農作物被害防 止施設 (9)生産技術高度 化施設 (10)種子種苗生 産関連施設 (11)有機物処 理・利用施設 (12)農業廃棄物 処理施設	補助率は 事業費の1 /2以内(た だし、交付 等要綱別記 2に定める 場合にあつ ては、定め る率又は額 以内)とす る。	(1)市町村 (2)公社（地方公共団体が出資し ている法人をいう。以下同じ。） (3)土地改良区 (4)農業者（交付等要綱に定める ものをいう。以下同じ。） (5)農業者の組織する団体（代表 者の定めがあり、かつ、組織及 び運営についての規約の定めが あるものをいう。以下同じ。） (6)民間事業者（中小企業基本法 （昭和38年法律第154号） 第2条第1項各号のいずれにも 該当しない民間事業者及びこれ らの民間事業者から出資を受け た民間事業者を除く事業者であ るものに限る。以下同じ。） (7)食品事業者 以下のアからウの場合に限るも のとする。 ア 米粉、大豆製品又は茶製品の 製造又は製造小売（以下「製造 等」という。）を行う事業者が製 品加工に必要な処理加工設備を 整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん 粉の製造等を行う事業者が製品 加工に必要な処理加工設備、甘 味資源作物及びでん粉原料用い もの種子種苗生産関連施設、育 苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖 及びでん粉製造過程で排出され る未利用資源の堆肥化等に必要 な有機物処理・利用施設を整備 する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん 粉の製造等を行う事業者が病害 虫まん延防止対策を行う場合 (8)中間事業者（交付等要綱別記 2に定めるものに限る。） 国産原材料サプライチェーン構 築の取組を対象とした乾燥調製 施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、 農産物処理加工施設、集出荷貯 蔵施設、産地管理施設、種子種	1 事業の中 止又は廃止 2 取組主体 の変更 3 事業費の 30%を超 える増又は 補助金の増 4 事業費又 は補助金の 30%を超 える減

			苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (9)流通業者（交付等要綱別記2に定めるものに限る） 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (10)知事が地方農政局長等と協議して認める団体 (11)コンソーシアム	
2 生産基盤強化対策	(1)農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2)生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	補助率は事業費の1/2以内とする。	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	

(様式第 1 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請する。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式 A-1)
 - (2) 収支予算書(様式 A-2)
 - (3) その他知事が必要と認めるもの

※押印を省略しても差し支えない

（様式A－1）

やまなし産地生産基盤パワーアップ事業計画書（実績書）収益性向上タイプ

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）総括表

		総事業費（〇〇年度） （円）				
			国費	県費	市町村費	その他
基金事業	整備事業					
	生産支援事業					
	（内訳）	農業機械等の導入、生産資材の導入等				
		スマート農業推進枠（追加助成費）				
		施設園芸エネルギー転換枠				
	効果増進事業					
計						
整備事業						
合計						

（注１）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（注２）生産支援事業のうち、スマート農業推進枠の追加助成費及び施設園芸エネルギー転換枠を利用しない場合は、内訳を削ること。

（2）内訳

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

地域協議会等名	整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)			総事業費 (円)					完了年月日	事後評価の検証方法	備考
										現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)								
附帯事務費																				
計																				
附帯事務費																				
計																				
合計																				

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

（注３）「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

b 生産支援事業

地域協議 会等名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械リース、資材費等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	県費	市町費	その他			
計																				
計																				
合計																				

- (注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- (注2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る）。
- また、「面積」欄は実施面積を記載すること。
- (注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

地域協 議会等 名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	事業内容 (オペレーター養成費・賃金、技術コン サルタント料、保険料等)	総事業費					完了 年月日	備考
									(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
計															
合計															

イ 整備事業

内訳

地域協議 会等名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	県費	市町費	その他				
附帯事務費																					
計																					
附帯事務費																					
計																					
合計																					

- (注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- (注2) 附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- (注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

ウ 効果増進事業

a 計画策定等に要する経費

地域協議 会等名	事業内容	員数	単価	総事業費					備考
				(円)	国費	県費	市町費	その他	
合計									

b 技術実証に要する経費

地域協議 会等名	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標				事業内容 (実証機械リース等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	県費	市町費	その他			
計																				
計																				
合計																				

(注) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の1又は2の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）総括表

		総事業費（〇〇年度） （円）				
			国費	県費	市町村費	その他
基金事業	農業用ハウスの再整備・改修					
	果樹園・茶園等の再整備・改修					
	農業用機械の再整備・改良					
	生産装置の継承・強化に向けた取組					
	生産技術の継承・普及に向けた取組					
整備事業						
	計					
合計						

（注１）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（2）内訳

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協議会等名	整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	備考
									現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他				
計																					
合計																					

（注１）「整理番号」欄には、産地パワーアップ計画の１の（４）の番号を記載すること。

（注２）果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る）。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

（注３）「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。

・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目（輸出有力品目、輸入代替品等）の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上

（注４）生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協 議会等 名	整理番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	備考		
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都 道 府 県	市 町 村	その他								
附帯事務費（都道府県、市町村）																									
計																									
合計																									

（注１）「No」欄には、産地パワーアップ計画の１の（４）の番号を記載すること。

（注２）附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

（注３）「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。

・ 輸向向けの生産開始又は輸出額の増加・ 重点品目（輸出有力品目、輸入代替品等）の生産開始又は当該品目販売額の増加・ 生産コストの低減・ 労働生産性の向上・ 契約販売率の増加・ 地力の向上

（注４）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

生産装置の継承・強化に向けた取組

ア 産地における継承・強化体制の構築						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

生産技術の継承・普及に向けた取組

ア 栽培管理、労務管理等の技術実証						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

（注１） 不要な項目は削除すること。

（注２） 適宜、行を追加すること。

(様式A-2)

やまなし産地生産基盤パワーアップ事業助成金収支予算書(精算書)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
県補助金	円	円	円	円
市町村費				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
市町村附帯事務費	円	円	円	円
事業費				
計				

支払先口座番号

口座名義人	
口座名義(カタカナ)	
住所	
口座番号	
金融機関名	
支店名	
預金種別	

(注) 実績を報告するときのみ記載すること。

(様式第 2 号)

(知事→市町村長)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付け○○第○○号で申請のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及びやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、交付決定の日から○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる重要な変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。
 - （2）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 前記交付申請書に補助事業に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、補助金の額の確定において補助金にかかる消費税等仕入控除税額について減額を行う。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で加算した加算金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助対象事業実績報告書を別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第 3 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金着手（しゅん工）報告書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあった事業について、次のとおり工事に着手（工事が完了）したので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により報告する。

記

事業種類	
事業内容（施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工（予定）住所	
着工（予定）年月日	
完了（予定）年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	
（※関係法令検査年月日）	
（※○○法）	
しゅん工検査年月日 （又は予定日）	
引き渡し年月日 （又は予定日）	

※ 1 押印を省略して差し支えない。

※ 2 機械、施設等の整備に限る。

※ 3 着手報告を行う際には、工程表を添付すること。

※ 4 着手報告を行う際には、「関係法令検査年月日」、「しゅん工検査年月日（又は予定日）」、「引き渡し年月日（又は予定日）」の欄は記入しない。

※ 5 しゅん工報告を行う際には、請負人等からの完了届けの写しを添付すること。

(様式第 4 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 号（第 2 号）の規定により申請する。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式 A－1）
 - (2) 収支予算書（様式 A－2）
 - (3) その他知事が必要と認めるもの

※1 押印を省略しても差し支えない

※2 本様式及び添付書類の記載は様式第 1 号に準じるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

※3 補助金の額が増額する場合は、件名の「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更承認申請書」を「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更（中止・廃止）したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 号（第 2 号）の規定により申請する。」を「次のとおり変更したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱により、補助金○○円を追加交付されたく申請する。」とする。

(様式第 5 号)

(知事→市町村長)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

○年○月○日付け○○第○○号で申請のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金については、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 号（第 2 号）の規定により承認する。

※ 補助金の額が増額する場合は、件名の「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更承認通知書」を「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の変更承認及び追加交付決定通知書」とし、本文中の「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第○条の規定により承認する。」を「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第○条の規定により承認するとともに、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下規則という。）第 7 条の規定により通知する。」とする。また、本文 1～9 について様式第 2 号に準じて記載するものとする。

(様式第 6 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金遂行状況報告書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 整備事業 （１）事業費 （２）付帯事務費	円	円	%	円	%	
2 生産支援事業						
3 効果増進事業						
4 生産基盤強化対策						

※押印を省略しても差し支えない

(様式第 7 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金概算払請求書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により次のとおり概算払を請求する。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①－②＝③	今回 概算払請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金払い 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____
- _____ 本店・支店（支店名 _____）
- 預金種別 _____ 当座・普通 _____
- 口座名 _____
- 口座番号 _____

※1 押印を省略しても差し支えない

※2 添付資料として「出来高調書」を作成添付すること

(様式第 8 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業の実績について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり報告する。

記

- 1 事業実績書（様式 A－1）
- 2 収支精算書（様式 A－2）
- 3 知事が必要と認めるもの

※1 押印を省略しても差し支えない

※2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第 9 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の消費
税等仕入控除税額報告書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

※ 1 押印を省略しても差し支えない

※ 2 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

(様式第 1 0 号)

(知事→市町村長)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金額の確定通知書

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定したやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 1 3 条及びやまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり確定したので通知する。

確定額 円

概算払済み額 円

精算払額 円

返納額 円

財 産 管 理 台 帳

事業主体名：_____

地区名			地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名						[単位：円]		
政策目的	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	政策目標	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	都道府 県 費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

(注) 1 処分制限年月日欄については、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第 11 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金財産処分承認申請書

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により申請します。

- 1 処分財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し (国の交付等要綱の別記様式第 8 号)
 - (2) その他知事が必要と認める書類

※押印を省略しても差し支えない

(様式第 13 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

○年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業遅延届

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定のあった事業の遅延について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により次のとおり報告する。

- 1 事業等の内容及び進捗状況
- 2 遅延理由
(できるだけ具体的に記載すること)
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

※押印を省略しても差し支えない